

〔令和 7 年 5 月 1 6 日〕
大洲市要綱第 8 2 号

大洲市認定品等ブラッシュアップ支援事業補助金交付要綱の制定について
大洲市認定品等ブラッシュアップ支援事業補助金交付要綱を次のように定める。

令和 7 年 5 月 1 6 日

大洲市長 二 宮 隆 久

大洲市認定品等ブラッシュアップ支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、大洲市の認定品（大洲ええモンセレクション認定制度実施要綱（平成 2 4 年大洲市要綱第 1 2 号）第 7 条の規定により認定を受けた商品又は農林水産物をいう。以下同じ。）の更なる販路拡大に向けた取組を支援することにより地域経済並びに地域中小企業及び小規模事業者の活性化を図るため、予算の範囲内において、大洲市認定品等ブラッシュアップ支援事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、大洲市補助金等交付要綱（平成 2 8 年大洲市告示第 3 5 号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第 2 条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、認定品若しくは認定品を活用した加工品の改良、生産能力の強化、販路拡大等を行う者で次に掲げるものとする。ただし、暴力団排除に関する誓約事項（別紙）に記載されている事項に該当する者については、補助対象者とししない。

- (1) 大洲ええモンセレクション認定事業者
- (2) 大洲市内に本社及び開発拠点を有し、認定品を使用して加工品を製造する事業者（補助事業等）

第 3 条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、次に掲げる事業とする。

- (1) 認定品の販路拡大事業
- (2) 認定品を原料として製造された商品の販路拡大事業

2 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、前項の事業を実施するために必要な経費のうち、市長が認める経費とし、補助対象経費の区分及び補助率は、別表のとおりとする。

(交付の申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする補助対象者（以下「補助事業者」という。）は、大洲市認定品等ブラッシュアップ支援事業補助金交付申請書（様式第1号）に必要な書類を添えて、市長に提出しなければならない。

2 補助事業者は、前項の交付申請書を提出するに当たって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下「消費税等仕入控除税額」という。）を減額して申請しなければならない。ただし、申請時において消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

（交付の決定）

第5条 市長は、前条第1項の交付申請書の提出があった場合は、その内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めたときは、交付の決定を行い、大洲市認定品等ブラッシュアップ支援事業補助金交付決定通知書（様式第2号）により、補助事業者に通知するものとする。この場合において、市長は、必要な条件を付することができる。

2 市長は、前条第2項ただし書による交付の申請がなされたものについては、補助金に係る消費税等仕入控除税額について、補助金の額の確定において減額を行うこととし、その旨の条件を付して交付の決定を行うものとする。

（申請の取下げ）

第6条 補助事業者は、前条第1項の決定通知書を受けた場合において、交付の決定の内容又はこれに付された条件に対して不服があり、補助金の交付の申請を取り下げようとするときは、当該通知書を受けた日から10日以内に市長に書面をもって申し出なければならない。

（補助事業の経理等）

第7条 補助事業者は、補助事業の経費については、帳簿及び全ての証拠書類を備え、他の経理と明確に区分して経理し、常にその収支の状況を明らかにしておかなければならない。

2 補助事業者は、前項の帳簿及び証拠書類を補助事業の完了（廃止の承認を受けた場合を含む。）の日の属する年度の終了後5年間、市長の要求があったときは、いつでも閲覧に供せるよう保存しておかなければならない。

（計画変更の承認等）

第8条 補助事業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ大洲市認定品等ブラッシュアップ支援事業補助金計画変更（等）承認申請書（様式第3号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

(1) 補助対象経費の区分ごとに配分された額を変更しようとするとき。ただし、各配分

額の20パーセント以内の増減を除く。

(2) 補助事業の内容を変更しようとするとき。ただし、次に掲げる軽微な変更を除く。

ア 補助事業の目的に変更をもたらすものではなく、かつ、補助事業者の自由な創意により、より能率的な補助事業の目的達成に資するものと考えられる場合

イ 補助事業の目的及び事業の能率に関係がない事業計画の細部の変更である場合

(3) 補助事業の全部若しくは一部を中止し、又は廃止しようとするとき。

2 市長は、前項の承認をする場合において、必要に応じ交付の決定の内容を変更し、又は条件を付することができる。

(契約等)

第9条 補助事業者は、補助事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付さなければならない。ただし、補助事業の運営上、一般の競争に付することが困難又は不適當である場合は、指名競争に付し、又は随意契約によることができる。

2 補助事業者は、補助事業の一部を第三者に委託し、又は第三者と共同して実施しようとする場合は、実施に関する契約を締結し、市長に届け出なければならない。

(債権譲渡の禁止)

第10条 補助事業者は、第5条第1項の規定に基づく交付の決定によって生ずる権利の全部又は一部を市長の承諾を得ずに、第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。

(事故の報告)

第11条 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに大洲市認定品等ブラッシュアップ支援事業補助金事故報告書（様式第4号）を市長に提出し、その指示を受けなければならない。

(実績報告)

第12条 補助事業者は、補助事業が完了（廃止の承認を受けた場合を含む。）したときは、その日から起算して30日を経過した日又は令和7年2月28日のいずれか早い日までに大洲市認定品等ブラッシュアップ支援事業補助金実績報告書（様式第5号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、補助事業者が前項の実績報告書をやむを得ない理由により提出できない場合は、期限について猶予することができる。

3 補助事業者は、第1項の実績報告書を提出するに当たって、補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税等仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

(補助金の額の確定等)

第13条 市長は、前条第1項の実績報告書の提出を受けた場合は、その内容を審査し、及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交

付の決定の内容（第8条第1項に基づく承認をした場合は、その承認された内容）及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に通知するものとする。

2 市長は、補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずるものとする。

3 前項に規定する補助金の返還期限は、当該命令のなされた日から20日以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

（補助金の支払）

第14条 補助金は、前条第1項の規定により交付すべき補助金の額を確定した後に支払うものとする。ただし、市長が必要と認める経費については、概算払をすることができる。

2 補助事業者は、前項ただし書の規定により補助金の概算払を受けようとするときは、大洲市認定品等ブラッシュアップ支援事業補助金精算（概算）払請求書（様式第6号）を市長に提出しなければならない。

（消費税等仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還）

第15条 補助事業者は、補助事業の完了後に消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、消費税額及び地方消費税額の額の確定に伴う報告書（様式第7号）により速やかに市長に報告しなければならない。

2 市長は、前項の報告があった場合は、当該消費税等仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

3 第13条第3項の規定は、前項の返還について準用する。

（交付決定の取消し等）

第16条 市長は、第8条第1項第3号の補助事業の全部若しくは一部の中止若しくは廃止の申請があった場合又は次の各号のいずれかに該当する場合には、第5条第1項の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができる。

(1) 補助事業者が法令若しくはこの要綱又は法令若しくはこの要綱に基づく市長の処分若しくは指示に違反した場合

(2) 補助事業者が補助金を補助事業以外の用途に使用した場合

(3) 補助事業者が補助事業に関して不正、怠慢その他不適当な行為をした場合

(4) 補助金の交付の決定後生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合

(5) 補助事業者が暴力団排除に関する誓約事項に違反した場合

2 市長は、前項の取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずるも

のとする。

3 市長は、前項の返還を命ずる場合には、第1項第4号に規定する場合を除き、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利10.95パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。

4 第2項に基づく補助金の返還については、第13条第3項の規定を準用する。

(財産の管理等)

第17条 補助事業者は、補助対象経費（補助事業の一部を第三者に実施させた場合における対応経費を含む。）により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

2 補助事業者は、取得財産等について、取得財産等管理台帳（様式第8号）を備え管理しなければならない。

3 補助事業者は、当該年度に取得財産等があるときは、第12条第1項の実績報告書に取得財産等管理明細表（様式第9号）を添付しなければならない。

4 市長は、補助事業者が取得財産等を処分することにより収入があり、又はあると見込まれるときは、その収入の全部若しくは一部を市に納付させることができる。

(財産の処分の制限)

第18条 補助事業者は、取得財産等を補助金の交付の目的に従って適正に管理しなければならない。

2 補助事業者は、取得財産等のうちその取得価格又は効用の増加価格の単価が50万円を超える機械、器具、備品等を、市長の承認を受けずに補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、補助事業者が補助金の全部に相当する金額を市に納付した場合又は減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に規定する耐用年数に相当する期間（同令に規定のない財産については、市長が定める期間）を経過した場合は、この限りでない。

3 補助事業者は、前項の規定により定められた期間内において、処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ大洲市認定品等ブラッシュアップ支援事業補助金財産処分承認申請書（様式第10号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

4 前条第4項の規定は、前項の承認をする場合において準用する。

(暴力団排除に関する誓約)

第19条 補助事業者は、暴力団排除に関する誓約事項について、補助金の交付の申請前に確認しなければならない。この場合において、第4条第1項の交付申請書の提出をもってこれに同意したものとする。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和7年5月16日から施行する。

別表（第3条関係）

事業の 名 称	補 助 事 業		補助率	上限額
	補助対象 経費の区分	内 容		
認定品等 ブラッシュ アップ支援 事業	事業費	謝金、旅費、借損料、産業財産権等取得費、 委託費	1／3	50万円
	販路開拓費	展示会等出展費（旅費を含む）、マーケティ ング調査費、広報費、ウェブサイト関連費、 委託費	1／3	
	試作・改良費	機械装置等費、試作・実験費、委託費	1／3	

備考

- 1 補助金の額は、経費区分毎の補助対象経費に補助率を乗じて得た額の合計額とし、補助金の額に、1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とする。
- 2 交付決定下限額は、5万円とする。

様式第1号（第4条関係）

年 月 日

大洲市長 様

申請者 住所
氏名 法人にあっては名称
及び代表者の氏名

年度大洲市認定品等ブラッシュアップ支援事業補助金交付申請書

大洲市認定品等ブラッシュアップ支援事業補助金交付要綱第4条第1項の規定に基づき、上記補助金の交付について下記のとおり申請します。

なお、法令及びこの要綱の定めるところに従うことを承知の上、申請します。

記

1. 補助事業の目的及び内容、補助事業の効果
2. 補助事業の開始及び完了予定日
 - ・開始予定日 年 月 日
 - ・完了予定日 年 月 日
3. 補助事業に要する経費
4. 補助対象経費
5. 補助金交付申請額
6. 補助事業に要する経費、補助対象経費及び補助金の配分額
7. 同上の金額の算出基礎

（注1）申請書には、次の事項を記載した書面を添付すること。

1. 申請者の営む主な事業
2. 申請者の資産及び負債に関する事項
3. 補助事業の経費のうち補助金によって賄われる部分以外の部分の負担者、負担額及び負担方法
4. 申請者の役員等名簿
 - ※氏名漢字、氏名カナ、生年月日、性別、会社名及び役職名を記載すること。
5. 補助事業に関して生ずる収入金に関する事項

（注2）消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を減額して申請する場合は、次の算式を明記すること。

補助金所要額－消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額＝補助金額

第 号
年 月 日

法人にあっては名称
及び代表者の氏名 宛て

大洲市長



年度大洲市認定品等ブラッシュアップ支援事業補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のありました大洲市認定品等ブラッシュアップ支援事業補助金については、大洲市認定品等ブラッシュアップ支援事業補助金交付要綱（以下「補助金交付要綱」という。）第5条の規定に基づき下記のとおり交付することに決定しましたので、同条の規定に基づき通知します。

記

1. 補助金の交付の対象となる事業の内容は、年 月 日付けで申請のありました 年度大洲市認定品等ブラッシュアップ支援事業補助金交付申請書（以下「交付申請書」という。）記載のとおりとします。
2. 補助事業に要する経費、補助対象経費及び補助金の額は、次のとおりとします。

補助事業に要する経費	金	円
補助対象経費	金	円
補助金の額	金	円

ただし、補助事業の内容が変更された場合における補助事業に要する経費、補助対象経費及び補助金の額については、別に通知するところによるものとします。
3. 補助対象経費の配分及びこの配分された経費に対応する補助金の額は、交付申請書記載のとおりとします。
4. 補助金の額の確定は、補助対象経費の区分ごとに配分された経費の実支出額に補助率を乗じて得た額と配分された経費ごとに対応する補助金の額とのいずれか低い額の合計額とします。
5. 補助事業者は、法令及び補助金交付要綱の定めるところに従わなければなりません。

なお、これらの規定に違反する行為がなされた場合、次の措置が講じられ得ることに留意してください。

 - （1）補助金交付要綱第16条第1項の規定による交付決定の取消し、同条第2項の規定による補助金等の返還又は同条第3項の規定による加算金の納付
 - （2）相当の期間補助金等の全部又は一部の交付決定を行わないこと。
 - （3）大洲市の所管する契約について、一定期間指名等の対象外とすること。
 - （4）補助事業者等の名称及び不正の内容の公表

6. 補助金に係る消費税及び地方消費税相当額については、補助金交付要綱の定めるところにより、消費税及び地方消費税仕入控除税額が明らかになった場合には、当該消費税及び地方消費税仕入控除税額を減額することとなります。
7. 補助事業者は、補助事業に従事した時間等を明らかにするため、以下の帳簿等を日々作成しなければなりません。
 - (1) 補助事業に従事した者の出勤状況を証明するに足る帳簿等
 - (2) 前号の者ごとにおいて実際に補助事業に従事した時間を証明するに足る帳簿等

様式第3号（第8条関係）

年 月 日

大洲市長 様

申請者	住所	
	氏名	法人にあっては名称 及び代表者の氏名

年度大洲市認定品等ブラッシュアップ支援事業補助金計画変更（等）承認申請書

大洲市認定品等ブラッシュアップ支援事業補助金交付要綱第8条第1項の規定に基づき、計画変更（等）について下記のとおり申請します。

記

1. 変更の内容
2. 変更を必要とする理由
3. 変更が補助事業に及ぼす影響
4. 変更後の補助事業に要する経費、補助対象経費及び補助金の配分額
（新旧対比）
5. 同上の算出基礎

（注）中止又は廃止にあっては、中止又は廃止後の措置を含めてこの様式に準じて申請すること。

様式第4号（第11条関係）

年 月 日

大洲市長 様

申請者	住所	
	氏名	法人にあっては名称 及び代表者の氏名

年度大洲市認定品等ブラッシュアップ支援事業補助金事故報告書

大洲市認定品等ブラッシュアップ支援事業補助金交付要綱第11条の規定に基づき、補助事業の事故について下記のとおり報告します。

記

- 1. 事故の原因及び内容
- 2. 事故に係る金額 円
- 3. 事故に対して採った措置
- 4. 補助事業の遂行及び完了の予定

様式第5号（第12条関係）

年 月 日

大洲市長 様

申請者 住所
氏名 法人にあっては名称
及び代表者の氏名

年度大洲市認定品等ブラッシュアップ支援事業補助金実績報告書

大洲市認定品等ブラッシュアップ支援事業補助金交付要綱第12条第1項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1. 実施した補助事業
(1) 補助事業の内容
(2) 重点的に実施した事項
(3) 補助事業の効果

2. 補助事業の収支決算

(1) 収 入 (単位：円)

項 目	金 額
自己資金 補助金充当額	
合 計	

(2) 支 出 (単位：円)
(イ) 総括表

区 分	補助事業に 要した経費			補助対象経費				補助金充当額	
	計画額	変更後 額	実績額	計画額	変更額	変更後 額	実績額	交 付 決定額	実績額
合 計									

(ロ) 経費の内訳 (各経費の配分ごとの実績の内訳を記載)

(注1) 当該年度に財産を取得しているときは、補助金交付要綱第17条第3項の規定に基づき、様式第9号による取得財産等管理明細表を添付することとする。

(注2) 消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を減額して報告する場合は、次の算式を明記すること。

$$\text{補助金所要額} - \text{消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額} = \text{補助金額}$$

様式第6号（第14条関係）

年 月 日

大洲市長 様

申請者	住所
	氏名
	法人にあっては名称 及び代表者の氏名

年度大洲市認定品等ブラッシュアップ支援事業補助金精算（概算）払請求書

年度大洲市認定品等ブラッシュアップ支援事業補助金交付要綱第14条第2項の規定に基づき、下記のとおり請求します。

記

1. 精算（概算）払請求金額（算用数字を使用すること。） 円
2. 請求金額の算出内訳（概算払の請求をするときに限る。）
3. 概算払を必要とする理由（概算払の請求をするときに限る。）
4. 振込先金融機関名、支店名、預金の種別、口座番号及び預金の名義を記載すること。

様式第 7 号（第 1 5 条関係）

年 月 日

大洲市長 様

申請者	住所	
	氏名	法人にあっては名称 及び代表者の氏名

年度消費税額及び地方消費税額の額の確定に伴う報告書

大洲市認定品等ブラッシュアップ支援事業補助金交付要綱第 1 5 条第 1 項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

- | | |
|--|---|
| 1. 補助金額（同要綱第 1 4 条第 1 項による額の確定額） | 円 |
| 2. 補助金の確定時における消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額 | 円 |
| 3. 消費税額及び地方消費税額の確定に伴う補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額 | 円 |
| 4. 補助金返還相当額（3. － 2.） | 円 |

（注）別紙として積算の内訳を添付すること。

様式第8号（第17条関係）

取得財産等管理台帳

区分	財産名	規格	数量	単価	金額	取得 年月日	耐用 年数	保管 場所	補助率	備考
				円	円					

- (注) 1. 対象となる取得財産等は、取得価格又は効用の増加価格が補助金交付要綱第18条第2項に定める処分制限額以上の財産とする。
2. 財産名の区分は、(ア)事務用備品、(イ)事業用備品、(ウ)書籍、資料、図面類、(エ)無体財産権(産業財産権等)、(オ)その他とする。
3. 数量は、同一規格等であれば一括して記載して差し支えない。単価が異なる場合は分割して記載すること。
4. 取得年月日は、検収年月日を記載すること。

様式第9号 (第17条関係)

取得財産等管理明細表 (年度)

区分	財産名	規格	数量	単価	金額	取得 年月日	耐用 年数	保管 場所	補助率	備考
				円	円					

- (注) 1. 対象となる取得財産等は、取得価格又は効用の増加価格が補助金交付要綱第18条第2項に定める処分制限額以上の財産とする。
2. 財産名の区分は、(ア)事務用備品、(イ)事業用備品、(ウ)書籍、資料、図面類、(エ)無体財産権(産業財産権等)、(オ)その他とする。
3. 数量は、同一規格等であれば一括して記載して差し支えない。単価が異なる場合は分割して記載すること。
4. 取得年月日は、検収年月日を記載すること。

様式第 10 号（第 18 条関係）

年 月 日

大洲市長 様

申請者	住所	
	氏名	法人にあっては名称 及び代表者の氏名

大洲市認定品等ブラッシュアップ支援事業補助金財産処分承認申請書

年度大洲市認定品等ブラッシュアップ支援事業補助金交付要綱第 18 条第 3 項の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

1. 処分の内容

①処分する財産名等（別紙） ※取得財産管理台帳の該当財産部分抜粋等

②処分の内容（有償・無償の別も記載のこと。）及び処分予定日
処分の相手方（住所、氏名又は名称、使用の目的等）

2. 処分理由

暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、補助金の交付の申請をするに当たって、また、補助事業の実施期間内及び完了後においては、下記のいずれにも該当しないことを誓約いたします。この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

- （１） 法人等（個人、法人又は団体をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であること、又は法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団員（同法第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であること。
- （２） 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていること。
- （３） 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していること。
- （４） 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有していること。